

時事新報

官報第十五百三十四號を讀む

一月九日の官報に
一昨七日内務大臣より高等中學校經費を
地方稅より於て分擔する儀は本二十二年度以降當分こ
とあり是れは明治十九年四月九日發中學校令（勅令第
十五號）第五條に高等中學校の經費は國庫より之を支
拂し又は國庫と該學校設立区域内に在る府縣の地方稅
に由り之を支拂する所ある可し但し此場合に於て
ば其管理及び經費分擔の方法等は別に之を定む可しと
ある其趣意に基き右發令以來分擔法より従ひしものを改
めて二十二年度以降は國庫の支拂に歸したる所ある
のみ世間或は事の次第と知らずして遂に三大臣の訓
令と一讀し方今民力疲弊の折柄、中學校費の分擔は是れまで
うる所は人民の利益など思ふ者ある可しと雖も唯
是れ學校設置區域内の地方稅を輕くそるものにして全
國の經濟上より視るときは何も喜憂するに足るものな
し之を一商店の事にして言へば何の雜費は是れまで
本店と支店と半高づゝ出合せたれども向後は本店一手
と名くる全體の經濟には減ずることもあく増すことも
なく日本國の高等中學校に費す所の金は相替らず日本
國民の稅より出るものと知る可し或は地方にて學校費
を課す者なきにあらざれども畢竟物の費を知らざる
限りは商店全體の計算に利害はある可らず故に彼の三
大臣が府縣知事に訓令して地方稅の分擔を免免たりと
て今後よれを國庫一手の支拂に歸するときは日本政府
の經濟には減ずることもあく増すこととも

○馬伍甫閔招并信之助編纂

官報第十五百三十四號を讀む

官報第十五百三十四號を讀む